平成２４年（ミ）第１７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋ティ・ケー・エス株式会社
代表者代表取締役　井桁　文雄
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　太平洋ティ・ケー・エス株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　永沢　　徹
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年２月28日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月28日から平成25年７月12日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年８月23日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋トリアス株式会社
代表者代表取締役　井桁　文雄
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　太平洋トリアス株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　永沢　　徹
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年２月28日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月28日から平成25年７月12日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年８月23日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１０号
東京都港区新橋１丁目８番３号
更生会社　日本綜合地所株式会社
管財人　押川　雅幸
同　　澤野　正明
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１２号
東京都港区新橋１丁目８番３号
更生会社　日本綜合地所株式会社
管財人　押川　雅幸
同　　澤野　正明
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２４年（ミ）第１・２号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
秋田市雄和石田字山田89番地２
更生会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成24年10月31日から平成25年２月26日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月31日
平成24年10月31日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
北海道旭川市３条通６丁目677番地の２プリコタワー３・６　４Ｆ
再生債務者　プリコ株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北海道旭川市４条通10丁目2234―２大同生命旭川ビル７階　たいせつ法律事務所　弁護士　飯塚　正浩
平成24年10月31日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再）第５号
埼玉県川口市東川口６丁目２番22号　ベルフォーレ五番館104号室
再生債務者　福田　光男
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市大宮区仲町２丁目24番地２　金杉仲町ビル５階　吉澤総合法律事務所　弁護士　吉澤　俊一
平成24年10月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１号
愛知県安城市高棚町東山83番地
再生債務者　株式会社クレア
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　愛知県岡崎市明大寺町字奈良井35番地１　天野太郎法律事務所　弁護士　天野　太郎
平成24年10月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再）第２号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地64番地の７
再生債務者　大道建設興業有限会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　徳島市八百屋町２丁目11番地　ニッセイ徳島ビル11階　朝田啓祐法律事務所　弁護士　朝田　啓祐
平成24年10月29日　　徳島地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
富山県高岡市戸出池田町1650番地
再生債務者　成和建設株式会社
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月７日から平成25年１月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第６８号
東京都墨田区東駒形３丁目５番10号
再生債務者　メルクス株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年10月16日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月12日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年12月４日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月28日
平成24年11月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６号
名古屋市名東区社が丘１丁目1101番地
再生債務者　株式会社トーツーテック
1　決議に付する計画案　平成24年10月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月10日午後１時15分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年12月３日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月26日
平成24年10月31日
名古屋地方裁判所民事第２部